令和９年２月実施 松山市会計年度任用職員
（パートタイム消費生活相談員）採用試験実施要領

令和８年１２月１０日

松山市会計年度任用職員（パートタイム消費生活相談員）採用試験を次のとおり実施します。

１　試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
パートタイム消費生活相談員	１人程度	松山市市民生活課　消費生活センター （松山市二番町四丁目７番地２　市役所本館１階）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

２　職務内容

(1) 消費生活全般にわたる相談
(2) 苦情等の受付及び処理
(3) 相談情報データの入力
(4) 消費生活講座の講師
(5) 消費生活に関する情報や知識の提供等
(6) その他消費生活に関し職員が指示する業務

３　受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

(1) 次のアからオまでのいずれかの資格を有する者
ア　消費生活専門相談員資格取得者【(独) 国民生活センター】
イ　消費生活アドバイザー資格取得者【(一財) 日本産業協会】
ウ　消費生活コンサルタント資格取得者【(一財) 日本消費者協会】
エ　消費生活相談員資格取得者【国家資格】
オ　アからエまでに掲げる資格を有していないが、当該資格の取得に努める意欲があり、かつ、地方公共団体、消費者団体、事業者、国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情相談等の事務に従事した経験を有するなど、その実績に鑑み、消費生活相談についての専門的な知識及び技術を有すると認められる者
(2) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者
(3) 次のアからオまでに該当しない者
ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
イ　松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
オ　平成１１年改正前の民法（明治２９年法律第８９号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

４　試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和９年２月５日（金曜日）	松山センタービル１号館 （松山市三番町４丁目９番地５）	令和９年３月上旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。

（注）試験日時及び試験会場の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

５　試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	約１５分

６　申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	**令和８年１２月１０日（木）１０時 ～ 令和９年１月１５日（金）２４時**
郵送申込み	**令和８年１２月１０日（木） ～ 令和９年１月１５日（金）（消印有効）**

７　申込方法

申込方法は、**インターネット申込み**と**郵送申込み（市民生活課に直接提出可）**の２種類の方法があります。いずれかの方法で申し込んでください。

＜インターネット申込み＞

(1) 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。以下のＵＲＬ又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。

(2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、**「顔写真のデータ」**及び**「上記３(1)アからエまでに掲げるいずれかの資格を有することを証する書類のデータ**（当該資格を取得見込みの場合は不要。ただし、当該資格を取得見込みである場合はその旨を申込フォームに入力し、当該資格の取得後に当該書類の写しを提出すること。）**」**を添付し、送信してください。

(3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。

(4) 申込受付期間終了後、**受験案内を本人に通知します。令和９年１月２８日（木）までに、受験案内が届かない場合は、市民生活課（０８９－９４８－６３８１）に御連絡ください。**

(注) 申込受付期間中は２４時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

〇松山市ホームページはこちら　→　ＨＰの二次元コード

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/sonohoka/r08_shouhi.html

〇申込フォームはこちら　→　申込フォームの二次元コード

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9528

＜郵送申込み＞

(1) 上記の松山市ホームページから**採用試験申込書**を印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前６箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。

(2) 採用試験申込書及び**上記３(1)アからエまでに掲げるいずれかの資格を有することを証する書類の写し**（当該資格を取得見込みの場合は不要。ただし、採用試験申込書に当該資格を取得見込みである旨を記載し、当該資格の取得後に当該書類の写しを提出すること。）を**市民生活課**に**直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「パートタイム消費生活相談員採用試験申込み」と朱書きしてください。）で郵送してください。

(3) 受付期間終了後、申込者に受験案内を送付します。**令和９年１月２８日（木）までに、受験案内が届かない場合は、市民生活課（０８９－９４８―６３８１）までご連絡ください。**

８　採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（パートタイム消費生活相談員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和９年４月１日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

９　勤務条件

(1) 勤務時間等　・・・月曜日から金曜日までのうち週４日程度の勤務で、午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩１時間を含む。）の１日７時間４５分、１週間当たり３８時間４５分未満の勤務

(2) 週休日及び休日　・・・　日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

(3) 有給休暇　年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) 給与等　松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月２１日です。

基本報酬	その他報酬等
月額２０７，２００円（令和８年１２月１日現在）	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等に相当する報酬等

備考　昇給はありません。

(5) 任用期間　令和１０年３月３１日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和１２年３月３１日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

（注）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

（注）療養休暇又は休職により４月１日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) 条件付採用　採用後１箇月間（採用後１箇月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、採用後の勤務日数が１５日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) 保険等　健康保険（愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償

(8) 兼業　兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。

（注）上記の勤務条件は変更される場合があります。

１０　注意事項

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。

(2) 原則として、この試験で提出された書類等は返却できません。

(3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(4) **申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。**

(5) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までに市民

生活課に問い合わせてください。

＜提出先及び問合せ先＞
〒７９０－８５７１　松山市二番町四丁目７番地２
松山市 市民部 市民生活課　消費センター担当
電話　０８９－９４８－６３８１